

# I 埼玉県子どもの権利擁護委員会の概要

## 1 概要

子どもへの権利侵害について、子どもや保護者からの相談を受け、公平・中立かつ専門的な立場から、子どもを救済する第三者機関として条例に基づき設置され、平成14年11月1日から業務を開始した。

## 2 令和5年度における構成

### ○ 委員

尾崎 啓子 (委員長、日本女子大学特任教授)  
大谷部雅典 (委員長代理、弁護士)  
田口 伸 (埼玉県社会福祉士会事務局長)

### ○ 調査専門員

平戸ルリ子 (東京家政大学教授)  
大竹 智 (立正大学教授) (～令和5年12月)  
中谷 茂一 (聖学院大学教授)  
角尾 美奈 (学習院大学非常勤講師)  
野澤 義隆 (東京未来大学専任講師) (令和6年1月～)

### ○ 電話相談員 (会計年度任用職員)

### ○ 事務局職員

## 3 救済の対象

原則として18歳未満の子ども

## 4 委員会の業務

電話相談、面接相談、関係機関への調査・調整、関係機関への勧告・要請等

## 5 電話相談時間・電話番号

毎日 午前10時30分から午後6時まで (祝日及び年末年始を除く)  
電話番号 048-822-7007

## II 電話相談の状況について

子どもの権利擁護委員会は、平成14年11月から「子どもスマイルネット」の愛称で電話相談を行っている。

令和5年度においては、年末年始（12月29日～1月3日）と祝日を除く毎日、午前10時30分から午後6時までを相談時間とし、電話相談員7人の交代勤務体制で延べ343日電話相談を受けた（3回線）。

令和5年度における電話相談の受付件数は2,970件（無言を含む）で、前年度より103件、3.4%減少した。このうち子ども本人からの相談件数は370件（全体の12.5%）で、前年度より10件、2.6%減少したが、全体に占める子ども本人の相談割合はほぼ変わらなかった。なお、無言を除いた受付件数は2,563件で、前年度より310件減少した。

### 1 相談内容

相談受付状況を内容別に見て、最も多いのは、子育てに関わるものの1,127件（全体の37.9%）であり、次いで思春期406件（13.7%）、交友関係178件（6.0%）であった。

相談内容のうち権利侵害に関わるものとして、いじめ、体罰及び虐待に関する相談では、いじめに関する相談が90件（3.0%）、体罰に関する相談が7件（0.2%）、虐待に関する相談が48件（1.6%）で合わせて145件（4.9%）で、前年度より41件増加した。

子ども本人からの相談で最も多いものは、思春期159件（43.0%）であるが、前年度より41件減少した。権利侵害のうち、いじめ、体罰及び虐待に関わるものの相談件数は62件で前年度より18件増加した。

子育てに関わる相談で最も多いものは、家庭環境に関するものが486件（43.1%）で、前年度より218件減少した。一方で、性格行動や養護、障害の相談が増加した。

表1-1 主たる相談内容別件数

		いじめ	体罰	虐待	不登校	学校の対応等	交友関係	思春期	子育て	その他	無言	合計
R5	計	90	7	48	135	157	178	406	1,127	415	407	2,970
		3.0%	0.2%	1.6%	4.5%	5.3%	6.0%	13.7%	37.9%	14.0%	13.7%	100.0%
R5	子ども	46	2	14	15	7	52	159	—	75	—	370
		12.4%	0.5%	3.8%	4.1%	1.9%	14.1%	43.0%	—	20.3%	—	100.0%
R4	計	49	1	54	161	140	169	510	1,330	459	200	3,073
		1.6%	0.0%	1.8%	5.2%	4.6%	5.5%	16.6%	43.3%	14.9%	6.5%	100.0%
R4	子ども	24	1	19	11	23	44	200	—	58	—	380
		6.3%	0%	5.0%	2.9%	6.1%	11.6%	52.6%	—	15.3%	—	100.0%

※ 下段は、計のうち、子ども本人からの件数を再掲

※ 「学校の対応等」：学校の不適切な対応への不満など

※ 「思春期」：保健、恋愛、家族関係の悩みなど

※ 「子育て」：家庭環境、養育不安、子供の性格・行動など

※ 「その他」：幼稚園・保育園・放課後児童クラブ・福祉施設関係、進路、非行など

表 1-2 「子育て」(表 1-1)の内訳

	性格 行動	養育 不安	養護	保健	障害	家庭 環境	その他	合計
R5	236	227	23	55	77	486	23	1,127
	20.9%	20.1%	2.0%	4.9%	6.8%	43.1%	2.0%	100.0%
R4	212	280	7	54	58	704	15	1,330
	15.9%	21.1%	0.5%	4.1%	4.4%	52.9%	1.1%	100.0%

- ※ 「性格行動」：落ち着きがない、内向的、忘れ物が多いなど
- ※ 「養育不安」：食事、睡眠、排せつ、しつけなど
- ※ 「養護」：親の家出・行方不明・死亡・離婚・別居など
- ※ 「保健」：疾患、成長発達、夜尿、性に関する問題など
- ※ 「障害」：発達障害、身体障害、知的障害、精神障害など
- ※ 「家庭環境」：両親の不和、DV、親の対人関係など
- ※ 「その他」：大人からの問合せなど

表 1-3 「その他」(表 1-1)の内訳

		幼・保 関係	他教育 関係	施設 関係	児相 関係	非行	進路	その他	合計
R5	計	36	16	7	9	33	51	263	415
	こども	0	1	1	0	3	11	59	75
R4	計	37	31	14	11	35	58	227	459
	こども	0	1	4	0	2	8	42	58

- ※ 下段は、計のうち、こども本人からの件数を再掲
- ※ 「幼・保関係」：幼稚園、保育園における職員の不適切な対応等
- ※ 「他教育関係」：放課後児童クラブ、塾、習い事など、学校以外の教育等関係
- ※ 「児相関係」：児童相談所に関わること
- ※ 「その他」：子育て以外に関する大人からの相談等

## 2 相談者

相談受付状況を相談者別に見ると、最も多いのは母親からの相談 1,875 件（全体の 63.1%）で、前年度より 244 件減少した。また、父母からの相談件数の合計は 1,948 件（65.6%）で、前年度より 267 件減少した。

こども本人からの相談は 370 件（12.5%）で、前年度より 10 件減少した。令和 5 年度は高校生からの相談が 40.0%、中学生からの相談が 35.4%を占めた。

表 2-1 電話相談の相談者別件数

	こども本人	こども本人以外							無言	合計
		母親	父親	親族	学校	施設	その他	小計		
R5	370	1,875	73	49	4	1	191	2,193	407	2,970
	12.5%	63.1%	2.5%	1.6%	0.1%	0.0%	6.4%	73.8%	13.7%	100.0%
R4	380	2,119	96	55	3	2	218	2,493	200	3,073
	12.4%	69.0%	3.3%	1.8%	0.1%	0.1%	7.1%	81.1%	6.5%	100.0%

※ 「その他」：知人、隣人、行政、事業者、不明など

表 2-2 こども本人（相談者）の内訳

	幼児	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	不明	合計
R5	3	5	81	131	148	2	370
R4	0	6	104	145	125	0	380

### 3 相談対象者

相談の対象となったこどもについては、権利侵害等（子育て等以外）に関わる相談では、中学生が 369 件（全体の 29.9%）と最も多く、次いで高校生 351 件（28.4%）であった。

子育て等に関わる相談においては、3 歳から 5 歳までが 359 件（27.0%）と最も多く、次いで小学校低学年 293 件（22.1%）であった。なお、未就学児（0 歳から 5 歳まで）については、470 件（35.4%）で、前年度より 101 件減少した。

表 3 - 1 相談対象のこどもの内訳  
権利侵害等

		就学前	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	不明	合計
R5	計	94	139	278	369	351	4	1,235
		7.6%	11.3%	22.5%	29.9%	28.4%	0.3%	100.0%
	男	55	80	156	202	170	—	663
	女	39	59	122	167	181	—	568
R4	計	83	135	347	420	328	1	1,314
		6.3%	10.3%	26.4%	32.0%	25.0%	0.1%	100.0%
	男	38	68	144	228	147	—	625
	女	45	67	203	192	181	—	688

#### 子育て等

		0 歳	1～2 歳	3～5 歳	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	不明	合計
R5	計	31	80	359	293	167	114	114	170	1,328
		2.3%	6.0%	27.0%	22.1%	12.6%	8.6%	8.6%	12.8%	100.0
	男	15	58	203	135	86	43	66	—	606
	女	16	22	156	158	81	71	48	—	552
R4	計	35	181	355	315	131	236	109	197	1,559
		2.2%	11.6%	22.8%	20.2%	8.4%	15.1%	7.0%	12.6%	100.0
	男	24	132	177	157	72	154	21	—	728
	女	11	49	192	158	59	82	88	—	634

#### 4 初回・再度相談件数

子どもスマイルネットへの初めての相談（初回）は1,023件、以前に相談したことがあるもの（再度）は1,540件で、前年度より初回が126件、再度が184件減少した。

初回・再度の相談ともに最も多い相談は子育て、次いで思春期についてであった。

再度の相談の中には前回と違う相談の場合が多くある。したがって、新たな悩みを抱えた人からの相談窓口として機能していると考えられる。

表4-1 初回・再度相談別件数

	初回	再度	小計	不明・無言	合計
R5	1,023	1,540	2,563	407	2,970
	34.4%	51.9%	86.3%	13.7%	100.0%
R4	1,149	1,724	3,114	200	3,073
	37.4%	56.1%	93.5%	6.5%	100.0%

表4-2 初回相談の内訳

		いじめ	体罰	虐待	不登校	学校の対応等	交友関係	思春期	子育て	その他	合計
R5	計	38	6	34	61	69	91	178	324	222	1,023
	子ども	15	1	11	9	7	37	78	-	43	201
R4	計	30	1	39	59	76	77	239	386	242	1,149
	子ども	14	1	13	4	15	35	100	-	37	219

※ 「その他」：進路、非行、幼稚園・保育園・福祉施設・放課後児童クラブの関係など

表4-3 再度相談の内訳

		いじめ	体罰	虐待	不登校	学校の対応等	交友関係	思春期	子育て	その他	合計
R5	計	52	1	14	74	88	87	228	803	193	1,540
	子ども	31	1	3	6	0	15	81	-	32	168
R4	計	19	0	15	102	64	92	271	944	217	1,724
	子ども	10	0	6	7	8	9	100	-	21	161

※ 「その他」：進路、非行、幼稚園・保育園・福祉施設・放課後児童クラブの関係など

## 5 月別受付件数

電話相談の受付件数は、月平均 247.5 件で、前年度より 8.6 件減少した。月別に見ると、最も多かった月は 10 月（356 件）で全体の 12.0% を占め、最も少なかった月の 1 月（165 件）の約 2 倍であった。

また、子ども本人からの相談は月平均 30.8 件で、前年度と変わらなかった。月別に見ると、7 月が 49 件で最も多かった。これは、夏休み前に県内全ての国立・公立・私立の小学校 4 年生及び 6 年生、中学校 2 年生並びに高校 1 年生の児童・生徒へ子どもスマイルネットの広報カードを配布したことによるものと考えられる。

表 5 電話相談の月別受付件数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均
R5	計	249	229	307	274	209	311	356	252	190	165	198	230	2,970	247.5
	子ども	35	38	28	49	38	35	30	24	28	22	20	23	370	30.8
R4	計	259	281	271	291	238	268	261	250	213	225	232	284	3,073	256.1
	子ども	20	22	25	71	29	28	40	38	20	21	30	36	380	31.6

※ 下段は、計のうち、子ども本人からの相談件数を再掲

## 6 曜日別受付件数

相談受付状況を曜日別に見ると、最も多かったのは木曜日で512件（全体の17.2%）、最も少なかったのは日曜日で307件（10.3%）であった。

月曜日から金曜日までの平均は455.2件で、前年度（477.8件）よりも22.6件減少し、土曜日と日曜日の平均は347.0件で、前年度（342.0件）より5.0件増加し、週末の利用がやや増加傾向にあった。

表6 電話相談の曜日別受付件数

	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜	合計
R5	441	467	406	512	450	387	307	2,970
	14.8%	15.7%	13.7%	17.2%	15.2%	13.0%	10.3%	100.0%
(日数)	48日	51日	49日	49日	47日	49日	50日	343日
R4	493	461	512	421	502	374	310	3,073
	16.0%	15.0%	16.7%	13.7%	16.3%	12.2%	10.1%	100.0%

## 7 相談時間帯

相談受付状況をおよそ3時間ごと（朝のみ1時間半）に区切って時間帯別に見ると、夕方（15時から18時まで）が1,235件（全体の41.6%）と最も多かった。

表7 電話相談の時間帯別件数

	朝 10:30～12:00	昼 12:00～15:00	夕方 15:00～18:00	合計
R5	781	954	1,235	2,970
	26.3%	32.1%	41.6%	100.0%
R4	839	1,026	1,208	3,073
	27.3%	33.4%	39.3%	100.0%

## 8 相談時間

相談時間の合計は67,944分で、前年度より10,743分減少した。

また、1件当たりの平均時間は26.5分で、前年度より0.9分減少した。なお、相談時間が60分を超える相談は、令和5年度203件（全体の7.9%）であった。

表8 相談時間

	総相談時間	1件当たりの時間
R5	67,944分	26.5分
R4	78,687分	27.4分

※ 無言を除く

### Ⅲ 委員会の活動の状況について

#### 【面接相談及び調査・調整活動の状況について】

##### 1 新規面接相談の件数・相談者

電話相談を受けたケースでは、電話相談員による助言で相談者が納得したもの、助言を得て自ら問題の解決に努めようとするもの、問題を大きくしたくないため面接相談や調査・調整活動は望まないものなど、電話相談だけで終了しているものがほとんどである。

いじめや虐待、学校の対応への不満などこどもの権利侵害に関わる内容で相談者が希望する場合（申し立てた場合）には、知事から委嘱された調査専門員が面接相談を行っている。

子どもの権利擁護委員会は、調査専門員から面接相談の結果について報告を受けて方針等について審議を行い、その結果を踏まえ、調査専門員が学校などの関係機関へ調査や調整に入っていくことになる。

令和5年度に相談者が権利侵害に関する調査・調整を希望し、調査専門員が面接相談を実施した新規の事案は6件であった。これをこどもの年齢属性で見ると、小学生が3件、中学生が1件、高校生等が2件であった。

表9-1 新規面接相談における対象者

	就学前	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生等	合計
R5	0	2	1	1	2	6
R4	0	1	2	2	1	6

表9-2 相談者

	こども 本人	母親	父親	その他	合計
R5	0	5	0	1	6
R4	2	2	2	0	6

## 2 相談内容

新規面接相談 6 件の内容は、学校内でのいじめや学校の対応への不満などの学校に関する内容であった。

新規面接相談の概要及び結果等については、表 11 のとおりである。

また、前年度から継続した事案は 3 件であり、これらの概要及び結果等については表 12 のとおりである。学校の対応への不満など学校関係等は 2 件であった。

表 10 新規面接相談の内容

	いじめ	体罰	虐待	学校関係等	その他	合計
R5	1	0	0	5	0	6
R4	0	0	0	6	0	6

## 3 面接及び調査・調整活動の状況

こども本人や保護者との面接及び学校など関係機関に対し調査や調整を行う活動は、1 回限りではなく、委員会の審議結果に応じて継続して行われる。面接で把握した事実関係や訴えに基づき関係機関を訪問し、調査・調整を行い、その結果を相談者との面接でフィードバックすることを基本としている。事案にもよるが、こうした過程を何回か繰り返すことが多い。

令和 5 年度の新規面接相談 6 件については、こどもや保護者との面接が延べ 15 回、学校など関係機関への訪問等が延べ 28 回行われ、面接を含めた調査・調整活動の合計は延べ 43 回であった。調査・調整活動の回数は 1 事案当たり平均 7.2 回であった。

前年度から継続した 3 件については、令和 5 年度中の面接が 2 回、学校等への訪問が 2 回で、調査・調整活動の合計は延べ 4 回であった。

迅速な解決が望ましいことは言うまでもないが、事案によっては改善状況を一定期間フォローアップしていくなど、相談者、特に対象であるこどもの意思を確認しながら丁寧に対応することを基本とし、調査・調整活動を行った。

表 11 令和 5 年度新規面接相談等の状況

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

No	対象の子供	相談者	種別	主訴	結果等	審議回数	面接回数	調査調整回数
1	高校生	母親	学校関係	他生徒から SNS で謂われない誹謗中傷を受けており、それをきっかけに学校内でいじめを受けている。学校には何度も相談している。学校に事実を事実として認めて、改善に向けた対応をしてほしい。	本児・母親と面談し本児の気持ちを確かめたところ、本児からは学校に事実を認めて対応してほしい、安心して学校へ通いたいという要望が出された。学校に助言し、いじめ防止推進委員会が開催されたが、その後も SNS 等による生徒間のトラブルが発生した。本児が転校することとなり、当委員会による調整活動の継続を望まなかったため終結となった。終結に当たり、学校には SNS を通じたいじめなどの防止策や、いじめ防止推進委員会による生徒の安全のための取組の実施を依頼した。 【終結】	12	3	12
2	小学生 (高学年)	母親	学校関係	2年前に先生からの不適切な行為があつて学校へ行けなくなり、今はまったく登校できていない。問題であると認識して、保護者ときちんと話し合いをし、学校へ行けるようにしてほしい。	本児・母親と面談したが、直接本児から具体的な要望等を聞き取ることができなかった。先生の不適切な言動に関しては、学校訪問をしたところ事実の認識に違いがあつたため、本児等には学校側の認識として学校訪問で聞き取った内容を伝えた。今後、本児等の意向を確認する予定。 【継続】	5	3	3
3	高校生	母親	学校関係	担任の先生の言動で学校へ行かれなくなった。残り少ない学校生活を、保健室登校から始めたい。	本児・母親と面談したところ、本児は「自分や友達に対してやめて欲しいことを先生に伝えること」も望んでいた。学校訪問し、一部の教諭から本児への気持ちへの配慮が不十分であった旨の回答を得た。学校の対応により登校は再開できたが、本児の意向により、自身の気持ちを担任の先生に伝えた上で終結となる見込み。 【継続】	6	5	6

No	対象の子供	相談者	種別	主訴	結果等	審議回数	面接回数	調査調整回数
4	小学校(低学年)	母親	学校関係	障害により授業や学校活動に参加できないことがあり、学ぶ権利が失われている。他の子と同じように学校生活を送りたい。	本児及び保護者と面談し、本児の困りごとを確認する予定。 【継続】	—	—	—
5	中学生	家族	いじめ	登校して、安心して友達と話したり、勉強がしたい。	本児は心に深い傷を抱え、その内容を言葉にすることへの抵抗を強く感じていた。学校側は実態がつかめない中で対処方法を検討し、実行した。保護者との気持ちのずれを解消するための提案を行い、その実施状況を確認しつつ早期解決を目指す。 【継続】	3	2	6
6	小学生	母親	学校関係	登校班で登校したい。安心して学校へ行きたい。	本児及び母親と面談したところ、本児の登校班で登校したいという気持ちなど学校への希望が確認できた。学校訪問をして本児等の希望を伝えしたが、登校班については難しい状態であることが分かった。本児等に学校訪問の結果を伝えたと、さらに学校への要望はないとのことだったので、しばらく状況を見守ったうえで終結とする予定。 【継続】	3	2	1
計						29	15	28

(回数はいずれも延べ数。以下同じ)

※ 審議回数：審議に及ばない報告の回数は含まない。

面接回数：こども本人・保護者との面接回数。

調査・調整回数：関係機関への訪問など、調査専門員が調査や調整を行った回数。

表 12 前年度からの継続面接相談等の状況

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

No	対象の子供	相談者	種別	主訴	結果等	審議回数	面接回数	調査調整回数
1	中学生	母親	学校関係	先生達が障害に対して理解がなく、言葉遣いが乱暴で怖い。現在学校には行けていないが、行かなければいけないと思っているので、改善してほしい。	本児・母親と面談し本児の気持ちを確認したところ、言葉遣いの改善や生徒のペースにあった指導などの要望があった。学校を訪問したところ、無意識な言葉遣いなどが確認されたが、学校側で問題点を把握しサポート体制が整ってきたため、本児の登校状況などを見守ったうえで、本児及び母親の意向を確認して終結とした。 【終結】	3 (7)	1 (4)	1 (3)
2	高校生	本児	施設関係	施設長の暴言等が酷かった。今後他の利用者が同じようにならないようにしてほしい。	本児の希望に応じて、匿名で施設長に訴えを伝えた結果を、本児に報告した。本児から現在置かれている状況について追加の要望がなされなかったこと、本児の周囲に支援者がいることを確認し、終結とした。 【終結】	2 (5)	1 (2)	— (1)
3	小学生 (低学年)	父親	学校関係	学校の友達からいじめを受けて不登校になった。学校に安心して行きたい。	学校側から具体策が示され、新年度に入ってから本児は概ね登校できており、いじめも解消しているということを学校側及び父親から確認することができた。したがって、主訴について解決したことから終結とした。 【終結】	4 (6)	— (2)	1 (2)
計						9 (18)	2 (8)	2 (6)

※ 審議回数：審議に及ばない報告の回数は含まない。

面接回数：こども本人・保護者との面接回数。

調査・調整回数：関係機関への訪問など、調査専門員が調査や調整を行った回数。

回数は、当該案件に係る令和 5 年度実施回数。( ) 内は当初からの延べ実施回数。

## コラム 調査専門員から ひとこと

### 変わらなくてはならないもの、変わってはならないもの

調査専門員 平戸ルリ子

今年度の調査調整活動を振り返るならば、「この上なく難しかった」という一言に尽きる。今まで長年調査調整活動に携わってきたが、それらの方法がことごとく通じず、時間と回数だけが重なっていき、結局不調のまま、終結をせざるを得なかった。自分自身の調査専門員としての力不足を痛感している。特に苦しさを訴えてきた子ども本人には、どんなに謝罪してもしきれない。

このような調整結果になったことの要因を考えると、まずは、私の力量の無さが大前提であることは言うまでもないのだが、それ以外としては、組織のガードの硬さと保守的な態度、変革に対する拒否感というものがあると思った。とくに子どもにかかわる大人が、自分自身の非を認め、子どもや保護者の苦しみに耳を傾け柔軟に対応する姿勢が全くというほどみられなかった。何度も足を運び、依頼もしたが、その度に反対意見が出て、振出しに戻った。手ごわかった。打ちひしがれた。結果として、冒頭に述べたように、根負けした子どもの方が諦める結果となった。心から申し訳ないと思うし、残念である。

実は、終結後に検証してみると、子ども自身も保護者も、訴えは一貫していた。全く変わらなかったのである。あれこれ言われてしまう当事者であったが、子どもも保護者も、実は誠実に、嘘偽りなく助けを求めていた。そのことを何よりも大事に中心に据えて、調査調整活動に取り組んでいたならばと、今更ながら当たり前のことができなかった自分のふがいなさに忸怩たる思いである。

私は本コラムの執筆を最後に調査専門員を退任するが、今言えることは、子どもに寄り添うこと、子どもの気持ちを大事にすること、信じること、何よりも子どもを第一に考えることという当たり前のことは、決して変えてはならないことである。この当たり前のことに気づくのが私は遅すぎた。一方、周囲の大人や組織の在り方は、必要であれば、適切に柔軟に変わっていかなくてはならない、このことも大事なことでと気づいた。

埼玉県子どもの権利擁護委員会の活動の経験は、私自身にいろいろなことを気付かせ成長させてくれたと心から感謝している。私はこの職を辞するが、これからの活動を担う皆さんには、ぜひ子どもの気持ちを第一に動くことは変えず、子どもにかかわる大人の方々には、柔軟に、必要であれば変わる姿勢を持って子どもとの生活を送っていただきたいと願っている。この委員会の外で、私自身も、本委員会での経験を活かし、できる限り子どもの権利擁護にこれからもかかわっていきたいと思う。

## 教職員支援としての第三者機関の機能

調査専門員 中谷茂一

今年度も子どもたちの困りごとの改善のために、学校の教職員、教育委員会の先生方をはじめ、多様な職種の方々にご協力・ご支援をいただいたことに深く感謝申し上げます。

今回は、近年マスコミでも取り上げられることの多い教員の休職・離職について話題としたい。

2023年12月に発表された文科省の「公立学校教職員の人事行政状況調査」によれば、2022年度に精神疾患により休職した公立学校の教員が6539人に上り、過去最多となった。そのうち4割は23年5月時点で復職しているものの、4割が休職を継続、2割は退職し、休職期間が1年以上と長期にわたる場合も3割を超えている。在職者に占める割合は0.71%。小学校が最も多く、在職者に占める割合も0.77%。休職者に精神疾患による1カ月以上の病気休暇取得者を含めた人数の在職者に占める割合は1.33%。年代別にみると20代が5年で1.6倍以上に増加している。

これらの背景に関して文科省が把握している教育委員会からの情報では、「教員間での業務量や内容のばらつき」、「保護者からの過度な要望や苦情への対応」、「コロナ禍で児童生徒や教職員間でのコミュニケーションの取りづらさ」などが寄せられている。

また、バーンアウトに関する調査研究の一つとして、小中学校教師255名を対象に、ストレス、バーンアウト、心身症状、離職意思を測定した研究結果からは、バーンアウトにつながる「情緒的消耗感」は「職場環境」や「保護者との人間関係」との項目と相関が高く、その「情緒的消耗感」は「離職意思」との相関が高いことがうかがわれる（小橋・中谷：2023）。

変数間の相関		N=255				
潜在変数	下位尺度項目	バーンアウト			心身症状	離職意思
		脱人格化	個人的達成感	情緒的消耗感	うつ傾向	
ストレス	指導困難性	.275**	-.199**	.263**	.199**	.191**
	職場環境	.407**	-.265**	.489**	.460**	.267**
	学校・学習不適應感	.243**	-.167**	.233**	.228**	.176**
	保護者との人間関係	.290**	-.269**	.412**	.289**	.210**
心身症状	疲労	.131*	.008	.076	.121	.019
	うつ傾向	.580**	-.306**	.576**	-	.476**
	怒り感情	.000	-.011	-.030	.013	-.099
離職意思		.503**	-.289**	.540**	.476**	-

\*\*： 相関係数は1%水準で有意（両側） ※ 下線部の数値は相関係数0.4以上

文科省の情報とバーンアウトの研究のどちらも「保護者対応」が大きな課題となっていることが感じられるが、これが過剰なストレスとならないようにするために、子どもスマイルネットのような第三者機関の関与が有効であると思われる。

当機関が関与するメリットとして活動をとおして私が感じているのは下記の4点である。

① 利害関係のない第三者が間に入ることによって、感情的な葛藤が非常に強くなって  
いる子ども・保護者と教員側の意思疎通が冷静に図ることができる。

② 教員側が子ども・保護者に理解して欲しい点を第三者の立場で伝え相互理解を促進  
することができる。教員の指導上の考えや前後の状況等、学校側の見解も相談者側に丁寧  
に伝えることで相互理解を図り問題解決へ生かしていくことができる。

③ 管理職による教員の指導に第三者の見解を活用できる。日頃から校長・教頭等管理  
職がアドバイスを教職員にされているであろうが、個々の教員によっては子ども・保護者  
からの訴えの解決に向けて管理職と見解の相違が起きることがある。その際、第三者の意  
見を紹介いただくことで問題の理解促進と教員間の共通認識を図っていく情報の一つと  
なる。

④ 訴訟に発展する前に両者の調整を図る機会をもてる。問題が非常にこじれてしまっ  
た場合、保護者は訴訟を検討する場合がある。そのような事態を予防することにもつな  
がる。

これらの実現には関係者のご理解とご協力が不可欠であり、ご支援をお願いするととも  
に皆様にぜひご活用いただければ幸いである。

データ出典：小橋 繁男・中谷 茂一「小中学校教師の離職意思に影響を与えるメカニズムの検討 –  
ストレス、バーンアウト、心身症状の関係から–」 聖学院大学論叢第 36 巻 1 号 p. 27-42、2023 年  
10 月

## 公平・中立な委員会としての存在

調査専門員 角尾美奈

今年度も、埼玉県子どもの権利擁護委員会には多種多様な相談が寄せられた。委員の先生方、事務局の方々、電話相談員の方々のお力により、調査・調整活動を進めていくことができた。また、学校をはじめとする関係機関の方々に協力的なご対応を頂いた。この場をお借りして、心より感謝を申し上げたい。調査専門員として調査・調整活動を行う中で、様々なことを思い考えてきたが、特に強く感じたことについて以下にまとめてみたい。

### 1 委員会方式であることの利点

どの事案においても、調査専門員が相談者との面接相談や関係機関での聞き取りを行った内容について委員会に詳細に報告し、それをもとに丁寧な質疑や意見交換が行われ、委員会としての意思決定や対応方針などを審議するという手順が取られる。そのため、調査専門員の主観に左右されることなく、福祉、心理、法律、教育など高度な専門性に基づく複数の委員の視点から、子どもを権利侵害から救済する道筋が検討されることとなる。これは、相談者からすると、どの調査専門員が担当となっても同等の充実した支援が得られるということであり、安心して当委員会に相談して頂くことができると思う。

### 2 公平・中立性による難しさ

当委員会は、公平・中立な第三者機関として成り立っている。それにより、子どもにとっての最善な環境を追求することが可能になる。また、学校など関係機関の協力を得ることが可能になる。しかし一方で、相談者の言い分と学校など関係機関の言い分を聞き取り、双方を等しく扱うという立場のために、相談者から「学校側の味方をしている」と誤解されることがある。特に両者の言い分が真っ向から食い違う場合に、そのような誤解は顕著に生じる。相談者に寄り添い、それがしっかりと伝わることと、当委員会を成立させる根拠である公平・中立性を同時に実現させることは、非常に困難であり、しかし解決すべきものとして常に在る課題である。

## 子ども中心の支援へ

調査専門員 野澤義隆

2023年4月1日にこども基本法が施行され、1年が経過した。こども基本法の基本理念は、児童の権利に関する条約（以下、子どもの権利条約）の4つの原則である生命、生存及び発達に対する権利、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重、差別の禁止の趣旨をふまえて策定された。そして、日本国憲法や子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもを権利の主体者として捉えるとともに、子どもの権利を社会全体で守る必要性が明記されている。これまでは、子どもの包括的な権利やそれに関する国の基本方針を定めた基本法が存在していなかったが、こども基本法は子どもの最善の利益を優先して考える社会にしていこうための、子どもが中心に据えられた法律である。つまり、子どもの支援を考えていく上では、子どもの最善の利益を優先し、子どもを中心に据えていくことが大切と言えるであろう。

さて、調査専門員に就任してから、様々なケースを知る機会がある。その中で大切と感じるのは、子どもを中心に据えた支援の視点である。各ケースをみると、それぞれの立場で子どものことを案じているように思われる。例えば、保護者は保護者の立場から自身の子を心配し、子どもを想って意見を述べているだろうし、学校は教師の立場から教え子のことを思い、意見を述べているであろう。しかし、その前に大切にしなければならないのは、子どもの最善の利益を優先し、子どもを中心に据えることである。子どもは、自身の率直な想いや意見は言えているだろうか。子ども自身が保護者や学校の意見を聴く中で本当の想いや意見が言えなくなっていたり、子ども自身の想いを聴けていないとしたら、子どもを中心に据えた支援とは言えない。

こども基本法が施行され、この1年の間にどれほど社会の意識が変わったのであろうか。子どもに関わる者は、子どもの視点に立ち、子どもの心の声を聴いた上で子どもを中心に捉え、子どもの最善の利益を優先して支援を考えていくことが大切であると感じる。

最後に、ご多忙の中、学校の教職員や教育委員会の皆様をはじめ、関係機関の方々の方々に多大なるご協力をいただいた。本活動は、関係機関等の協力なくして子どもたちの困難の解決には至ることができない。この場をお借りして、ご支援とご協力に心より感謝を申し上げます。

## 【委員会の開催及び審議の状況について】

### 1 委員会の開催状況

委員会は、委員のほかに調査専門員も出席し、調査専門員が面接相談や調査・調整を行った事案について報告し、各事案について対応方針などを審議することを基本としている。令和5年度の委員会は、2か月に3回の開催を目安とし、計18回開催した。

委員会では、権利侵害の相談を受けて調査・調整に入った事案について審議を行うほか、まだ調査専門員の面接相談にはつながっていない電話相談についても、必要に応じて電話相談員や事務局から委員会へ報告し、委員からの助言を得て相談援助活動の一助としている。

### 2 委員会の審議状況

委員会での審議は、面接相談や学校などの関係先で調査・調整を実施した事案の状況について調査専門員が詳細に報告し、委員による質疑、意見交換を行い、委員会としての意思決定を行っている。

令和5年度の委員会では、新たに面接相談を実施した6件（表11参照）と前年度から継続した3件（表12参照）、合わせて9件の事案その他について、延べ40回（報告を含めると64回）の審議を行った。新規の1事案当たりの審議回数は、最多で延べ12回、平均は延べ4.8回であった。前年度から継続している事案の1事案当たりの審議回数は、最多で延べ7回、平均は延べ3回であった。

審議の結果、9件のうち4件が終結に至り、5件が翌年度への継続となった。前年度からの継続事案はすべて終結となり、それらに要した期間は最長7か月であった。

表13 事案の処理状況

年度	前年度から継続	新規	合計	終結	次年度へ継続
R5	3	6	9	4 (継3、新1)	5 (新5)
R4	2	6	8	5 (継2、新3)	3 (新3)

※ 「終結」、「次年度へ継続」の( )内の「継」は前年度からの継続事案、「新」は当該年度の新規事案

## コラム 委員から ひとこと

### 任期を終えて思うこと

委員 尾崎 啓子

子どもの権利擁護委員会委員を拝命して4年目を終えた。任期満了に伴いこの4年間の活動を振り返ると、相談者である子どもたちの援助を求める真摯な姿勢や相談内容の難しさが印象に残る事例が多かった。時に学校が、子どもにとって安心できる安全な場所であるのかどうかについて疑問を持たざるを得ない場合があり、状況の改善・解決に向けて何が必要か、どんなことができるのかを、持てる知識と知恵を振り絞って考えてきた。会議の話し合いが長時間になることもしばしばで、すっきりとした結論が導き出せないこともあったが、その複雑さが相談者の置かれている状況を反映しているのだろうと思い、厳しさを実感しながら帰路に就く日が大半だった。

学校に限らないが、関係者おひとりおひとりのお話を伺えば、教育指導のためにした行為が子どもの状況と合わなかったり、指導の言葉かけが適切ではなかったり説明が足りなかったりといったボタンの掛け違いのようなことがきっかけとなって起こった事例も多いと感じた。学校でも施設などにおいても、教職員の方々の忙しさや責任の重さは大変なものであろうと想像しつつも、子どもにかけられる言葉は温かいものであってほしいと願う。

一方で、管理職の先生方のご判断やリーダーシップにより、事態が改善されたこともたくさんあった。担任の先生のふり返りや対応の変化により、子どもの笑顔が戻ってきたケースもあった。子どもの権利を守るためには、子どもに向き合う大人の姿勢や環境調整が大切であることを痛切に感じた。子どもの訴え、切実な言葉をしっかりと受け止めてサポートして下さった方々に感謝している。

社会の変化により子どもが置かれている環境は複雑になり、家庭においては虐待や経済的な困難さ、ヤングケアラーの問題など子どもの人権侵害が起りやすい様々な背景がある。学校では、いじめや不登校、部活動での行き過ぎた指導、多様な性のあり方への配慮といった、多職種の専門家との連携を要する課題が増えている。施設等でも必ずしも子どもの最善の利益を考えた運用となっていないケースが見受けられる。子どもの権利を巡る状況は想像以上に厳しく、社会を変えるためには状況をよく理解し関心を持つ人を一人でも増やすことが肝要で、制度を整えることも必要である(木村編、2018)。養育者や支援者への支援、また子ども食堂の取組のような子どもが安心できる居場所づくりの充実も急がれる。

本委員会は子どもたちの権利を守る組織として、相談者である子どもの意見や気持

ちを大切にし、SOSに応える努力を続けている。私は今回委員としての役目は終わるが、ひとりの大人として、今後も子どもたちの居る状況を見守り、子どもたちの「声」を聴き取れるよう、できることから取り組んでいきたい。

結びに、この4年間、豊かなご経験を基にあふれるお知恵とアイデアを共有してくださった委員の皆さま、毎回の調査において時間をかけた丁寧な聴き取りと対応にご尽力いただいた調査専門員と事務局の皆さまに、心よりお礼を申し上げたい。並びに、日々たくさんの電話相談を受けて、感度よく通話者のお話を聴いてくださっている電話相談員の皆さまにも改めて感謝の気持ちをお伝えしたいと思う。

参考文献「子どもの人権をまもるために」木村草太編 晶文社 2018

## コラム

委員 大谷部雅典

総務省の「平成 29 年版情報通信白書」では、スマートフォン社会の到来を明言し、SNS がスマホ利用の中心と位置づけられ、令和 4 年度の調査報告によるとスマホでのネット利用率が高校生 96.9%、中学生 71.8% となっているようです。そして、子どもたちは、LINE はほぼ全員が利用しており、X (旧 Twitter) は 6 割、Instagram は女子 7 割、男子 4 割が利用しているようです。また、SNS の利用時間も平日 1 時間 39 分、休日 2 時間 26 分となっています。

そうした中で、以前から、少年の SNS の利用と非行が問題となっています。例えば、少年が迷惑動画をインスタグラムに挙げたところ友人がツイッターにあげたことにより拡散されたり、性的な画像を送ることを求めたりするといったことです。また、闇バイトという問題も出てきました。

しかし、少年の非行の原因は SNS 自体にある訳ではありません。

冒頭述べた少年の SNS 利用率からみても分かりますが、少年にとっては自分が認められたい最も重要な「場」がネットや SNS になっているということです。そして、少年の承認欲求や発信欲求、自己顕示欲、つまり、自分をアピールしたいという気持ちや刺激を求める傾向、また規範意識の低さ等のため、様々なトラブルを起こしたり、巻き込まれたりするということです。言い換えれば、少年の非行は実はその少年の未熟さという個人的要因が大きいということです。

したがって、少年が SNS に関連する非行に関わらないようにするためには、SNS の利用を制限するのではなく、SNS についての保護者の指導や学校でのネット教育が欠かせないように思います。

私たちにとっては、SNS は大人になってからのツールですが、少年にとっては物心ついたときから存在する日常的なツールです。そのためか SNS に対する感覚が全く異なるようです。

例えば、その顕著な例が、「マルハラ」ということではないかと思えます。LINE 等で文章を送るときに最後に句点 (。) を付けると、受け手によっては、「冷たい」「怖い」と感じ、それがハラスメントになりかねないということです。それがハラスメントになるかどうか、受け手に合わせる必要があるかどうかは、ひとまず置いておいて、それ程までに感覚が異なるようです。

また、私は、LINE もいわばメールと同様に他者との連絡のツールの一つという感覚ですが、子どもらにとっては、LINE は会話のツールということです。そのため、文出来るだけ短くという傾向にあるようです。つまり、「了解しました」を「りよ」、「うん。分かった」というときには「ん」の一文字で返信するようです。こういうところにも感覚の違いが現れているように思えます。

他の弁護士では顧客と LINE 交換をしている人もいますが、私は LINE は個人的な連絡のツールという認識なので、ちょっと抵抗があります。

しかし、そういう感覚も古いのかなと最近考えているところです。

皆さんはどうでしょうか。

それから、話題をもう一つ。埼玉弁護士会は、児童相談所により一時保護となっている子どもが法律相談を受けられる新制度を今年2月から始動させました。

2022年度の県内の児童相談所に対する相談件数は21年度より1271件増の1万8877件で過去最多だったそうです。

埼玉弁護士会では、これまで「子ども弁護士ホットライン」という無料の電話相談の制度があったのですが、児童相談所に一時保護されている子どもは電話等を自由に利用することができないことから、相談の機会をつくり子どもの権利を守ろうというのが目的です。

そして、この制度により、これまでケースワーカーなどが担っていた親権停止や親が管理していた子どもの所有物の引き渡しなどの交渉や相談を弁護士に相談できるようになることで、業務過多となっていた児童相談所の業務の正常化も期待できるとのことです。

私が埼玉弁護士会の子どもの権利委員会の委員長をしていたときくらいまでは、少年事件に関する活動がメインで、犯罪を犯した少年にできるだけ弁護士（少年事件の場合は付添人といいますが。）を付けよう、付添人の担い手を増やそうという活動が主立ったように思います。

今も同様の活動はしていますが、現在は、さらに福祉に関する活動が増え、たとえばいじめに関する出張授業をしたり、子どもに対する虐待に関する活動、親権者のいない未成年者の後見事件など多岐に及んできています。

子どもに関する活動は、弁護士としてはお金にならず、苦勞も多いもので、敬遠されがちです。そのため、業界内では、ちょっと変わった人たちが携わっているという認識かもしれません。

しかし、埼玉弁護士会では、現在若手を中心に積極的に活動しています。そして、定期的に会内で研修会や勉強会やなどを開いて研鑽を積んでいます。

私も、今年の10月で、弁護士になって満20年を迎えます。少なくとも、一番下の子どもが20歳になるまでは、子どもに関することを今まで同様積極的に関わっていきたいと思います。

## 「こどもの居場所づくり」に思う

委員 田口 伸

子どもの権利擁護委員会に参加して2年が経過しようとしています。相談者に寄り添い、ていねいに粘り強く対応していただく調査専門員の先生方や事務局の皆様、そして、窓口として相談を真摯に受け止める電話相談員の皆様に心から感謝を申し上げたいと思います。

さて、令和5年12月に制定されたこども大綱の中で、こどもの居場所づくりが盛り込まれました。「その場を居場所と感ずるかどうかはこども・若者本人が決めるものである」という前提に立って居場所づくりを推進する」としています。国では、こども家庭庁発足前から、「こどもの居場所づくりに関する調査研究」が行われ、令和5年3月に発表された報告書によれば、その背景として、地域のつながりの希薄化や少子化による子ども・若者同士の育ち合い・学び合いの機会の減少等により、「子ども・若者が地域コミュニティの中で育つ」ことが困難になっていることや、孤独・孤立への不安、児童虐待、不登校、ネットいじめ、自殺するこども・若者の増加等、子ども・若者を取り巻く課題は複雑かつ複合化しており、これら喫緊の課題や個別のニーズにきめ細かに対応した居場所をつくる必要性があることが挙げられています。居場所づくりは地域交流の場を新たに創出する、意図的に居場所をつくりだそうとする営みなのです。

埼玉県でもこどもの居場所づくりの支援が行われてきました。地域が主体となって子どもたちの成長を支え、見守る場所として、「子ども食堂」「学習支援」「プレイパーク」を代表的なものとして取り組みを進めています。「埼玉県子育て応援行動計画」（令和2～6年度）の中では、令和6年度の目標値は800か所となっています。これらはボランティアな活動によって運営されており、県では居場所づくりアドバイザーの登録、相談などに対応しています。

また、居場所は新たにつくられるものだけではありません。市町村による児童館の運営など、様々な活動体験や遊びを通して子どもの心身の成長などが図られてきました。放課後児童健全育成事業（学童保育）の拠点として放課後の生活を支えるものもあります。これらもこどもの居場所としての役割を果たしてきたものといえるでしょう。

「居場所づくり」という新たな概念は子どもの「心・気持ち」に焦点を当てているのであり、それがどのような場所であれ、子どもがどのように感じているかが重要ということになります。先に触れた報告書の中でも、家庭、学校を含め、子ども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性すべてが「居場所」となりえると整理しています。「場の共有」により築かれる関係性が重要なのです。支援者としては、個々の子ども

にとって、その場・時間・人との関係性が居場所となっているかどうかということを考えることは大変意義深いことと思います。

居場所としてまず思い浮かぶのは家庭です。家族は福祉を志向する第一義的な集団とされますが、情緒的な結びつきが強いだけに、束縛につながりやすいという面もあります。一番大切にしているものは「家族」と答える方が多い。しかし、虐待やDVといった家族による被害の相談も多くなっています。また、ヤングケアラーといった家事や介護を過度に負担している子どもの存在も指摘されています。家庭は必ずしも情緒の安定が図られる場所とはなっていない場合もあります。

祖父母、おじ・おばなどの親族や地域の人たちとの交流・触れ合いにより家庭や学校では出せない自分を発見することや、価値観の多様性に気づき、そのままの自分でいられる安心感を得るなど、自分を受け入れてくれる関係の中で自己肯定感や自己有用感が生まれることはだれでも経験があるでしょう。親族のつながりが縮小し、地域コミュニティも希薄になった中、「こどもの居場所づくり」という視点が社会的に必要になったのかと思います。

また、居場所の必要性はもちろん子どもだけにとどまらない。仕事中心の現役世代、退職後の高齢者、子育て中の方、人生のあらゆるステージの中で必要です。こどもの居場所づくりにはあらゆる世代の人が参加しやすく、新たなコミュニティを創造する役割を果たすものとしても注目したいと思います。

## Ⅳ 広報・啓発活動の状況について

### 1 広報カードの配布

子どもスマイルネットの電話相談について子どもたちへ周知するため、広報カードを26万枚作成し、7月に県内全ての小学校・中学校・特別支援学校の小学4年生・6年生、中学2年生及び高校1年生へ配布を行った。配布後の時期には子ども本人からの電話相談が増加していることから、学校での子どもへのカードの配布が電話相談窓口を知ってもらうことに役立っていると考えられる。

### 2 その他の広報活動

子どもスマイルネットについて、県内各戸に配布している県の広報紙「彩の国だより」への掲載に加え、FM・NACK5（ラジオ）の「朝情報★埼玉」（あさ★たま）の放送や、県公式SNS（Facebook、X、LINE）などで子どもスマイルネットへの相談を呼び掛けた。

また、市町村が発行する広報誌やHP、ガイドブック、リーフレット、民間団体が発行するミニコミ誌への掲載を働き掛けた。

## V 今後の委員会活動に向けて

### 1 委員会の目標と課題

埼玉県子どもの権利擁護委員会は、こどもへの権利侵害に関する相談に応じ、また具体的な申立てを受けて関係者・関係機関への調査・調整を行い、当該権利侵害からの簡易迅速な救済を図ることを活動の中心としている。また、当該権利侵害の救済に併せて、今後の予防措置も提案している。さらに、こどもの権利擁護に関する普及・啓発も本委員会の職務の一つである。

本委員会は設立当初から、活動の目標と課題として次の3項を挙げ、具体的な事案への対応を中心に取り組んでいる。

#### (1) こどもの権利侵害案件の確実な解決を図ること。

そのために、調査・調整活動の充実と委員会への関係機関等の理解と協力を確保するべく、本委員会に対する信頼の維持に努めること。

#### (2) こどもの権利侵害を発生させない環境づくりに貢献すること。

そのために、委員会の活動状況を本書により公表し、現場における検討材料を提供すること。

#### (3) こどもの権利擁護を社会の共通認識としていくこと。

そのために、こどもの権利を尊重し、権利侵害を許さない意識の普及・啓発を図ること。

### 2 令和5年度の審議案件の概要と今後の要検討事項

令和5年度に調査・調整・審議を行った案件は、前年度からの継続案件が3件、新規案件が6件、計9件であり、その多くが学校における問題であった。

こどもの特性に対し教職員の指導方法等が問題となったケース、事実についての認識が学校側と保護者と相違し膠着状態になったケース、こどもの希望や意見に耳を傾けられていなかったケースなどもあった。一方で、学校側の取組の姿勢や努力が明確に伝わることで双方の歩み寄りがなされたケースもあった。

こうした状況を踏まえ、以下の3点を今後の要検討事項として挙げることとする。

#### (1) こどもの特性への理解と配慮

こどもと教職員との間でトラブルが生じたケースの中には、こどもに発達や情緒上の課題が見られる場合や、こどもが生育環境等を原因として様々な言動を示す場合もある。教職員側がこのようなこどもの特性への理解と配慮が不十分なまま、通常の指導等による問題解決を試みた場合、改善効果を期待することは困難であり、学校等側とこども（保護者）側との認識の相違により、かえって信頼関係が損なわれる恐れもある。

こどもと教職員間、こども同士のトラブルのいずれにしても、そのこどもの特性や背景への理解が不十分なままこどもの言動を問題視し、一般的な指導等を強めるだけではこどもの問題行動の解決や改善につながらないことが多い。仮に担任等による指導が適切ではないと学校等側が認知した場合には、管理職が個別具体的な事実関係を双方からの事情聴取等によって迅速に把握し、当該教職員に対する適切な指導や助言等により、不適切な指導態様を改善させることが必要であろう。

また、教職員だけではなく、スクールカウンセラーやさわやか相談員等の活用が特性に応じた指導に効果的な場合もあり、適切な指導者の見極めも重要であろう。

#### (2) 事実関係の明確化と保護者への説明

学校等でのいじめや子ども同士のトラブルについて、保護者と学校等との認識に相違が見られる場合が少なくない。このような場合、保護者は学校等側が教職員をかばって事実を隠しているのではないか、加害者側の言い分を鵜呑みにしているのではないか、対応が不公平ではないか、といった不信感を募らせることがある。

それを回避するためには、学校等側はできる限り早い段階で、被害者側及び加害者側双方の保護者に学校等側の調査し把握した事実関係を開示して、学校等側の認識を明らかにすることが必要であろう。被害者側又は加害者側と学校等側との認識の相違の完全な解消は困難な場合が多いことも想定されるが、学校等側は自らの認識の根拠を示しながら、丁寧に説明する姿勢を示すことが求められる。

さらに、学校等側は被害者側の子ども及び保護者に対し、加害者側の子どもの特性や背景等を踏まえて現在どのような指導を行っているのか、今後どのように指導する予定であるかについて、必要な説明をすることが適当であろう。

また、加害者側の子ども及び保護者に対しては、被害者側の子どもの受けた心身の傷や不安の原因となった加害者の言動を具体的に特定し、何ゆえにそれが悪意のない遊び、ふざけ、からかいを超えた加害行為となるのかを丁寧に説明することが再発防止の一助になるものと思料される。それはその場限りの反省や謝罪にとどまらず、その後の指導を通じて加害者側となった子どもの成長につながるものと考えられる。

学校等側は被害者側にも加害者側にも振り回されることなく、毅然として、慎重な調査に基づく学校等側の事実認識を開示し被害の救済と加害行為の再発防止のために取り組んでもらいたい。

### (3) 管理職のリーダーシップによる学校におけるチーム対応

教職員はその経験や教育等方針に基づき子どもの指導等に当たるが、教育等の場面においては教職員と子どもとの間でトラブルが生じる場合がある。また、いじめに関する対応が組織として実質あまり実施されず、子どもが行き場に苦慮した場合もある。発生した問題に対しては、管理職、特に校長がリーダーシップを取り、対応方法を指導する、サポートチームを設けて関係教職員が連携を図って具体的な支援方法を確立させるなど、管理職が学校全体としての方向性を明確にし、体制を整備して取り組むことが解決のために効果的であろう。

また、子どもたちへのスマートフォン等の急速な普及に伴い、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を利用した外部からは見えにくい環境下でのいじめ等、子ども同士の問題が深刻化していることから、それらに対処するための態勢づくりに取り組むことが一層求められるところである。

## 3 今後の委員会活動に向けて

当委員会は、保護者や学校などの関係機関として、大人から話を聴くだけでなく子ども自身から可能な限り話を聴き、子どもの持つ事実認識と被害感情を確認して子どもの意見や希望を踏まえる活動スタイルを採っている。このことは、子どもの権利を擁護して最善の利益を図るためには子ども自身の声を聴くことが不可欠と考えているからであり、子どもの感情やわがままに振り回されることを意味するものではない。

しかし子どもの意見や希望を踏まえた対応は、大変時間と労力を要するものでもある。ケースによっては、「安心して楽しい学校生活を送りたい」という子どもの願いからかい離してしまい、学校等側を迫りたいという保護者の思いが前面に出てきてしまうこともある。委員会では限られた人員と時間の中で個々のケースへの関わり方を模索しているが、子どもの話を丁寧に聴くというスタイルを堅持しながら、面接相談、調査・調整活動の充実に今後

も努めていきたい。また令和5年度に調査・調整活動を行ったケースの多くは学校に関わるものであったが、これまで各種施設など子どもたちが学校外で生活・活動する場での権利侵害の訴えもあった。そのような場合においても、学校の場合と同様、子どもの権利侵害の救済のための最善の方法を探索するとの視点で取り組むことが今後も必要である。

令和5年度の審議案件から垣間見られる教訓を挙げたが、これらはその年度のみに特有のものではない。個々の事案で現れ方は異なるものの、毎年度共通する課題が見て取れる。

そして、当委員会への申立ては各地で起きているトラブルの一部に過ぎず、各地で発生する類似のケースは、各現場で関係者により解決されていく必要がある。実際に学校等の現場において、一人一人個性のある子どもたちを相手に教職員をはじめ多くの人々が努力や苦心を重ねているものの、問題になり得る指導や配慮に欠けた対応による子どもへの権利侵害は未だ続いている。そのため当委員会の活動状況を公表し申立事案から得た教訓を教育などの現場に還元していくことで、各現場における問題発生防止や対応方法検討を支援していくものである。

国においては、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として作成された「生徒指導提要」（以下「指導提要」という。）が令和4年12月に12年ぶりに改訂された。いじめの重大事態などの増加傾向、「いじめ防止対策推進法」などの関連法規の成立といった生徒指導をめぐる状況の変化を踏まえ、生徒指導に関する基本的な考え方や取組の方向性が再整理されている。殊に注目すべきは「子どもたちの多様化が進み、様々な困難や課題を抱える児童生徒が増えている」という現状である。子ども基本法や子ども大綱などでも示されている「子どもたちの声をきく」とともに、「子どもたちに寄り添う」ことが改めて重要視されている。学校では当然指導提要等に基づき対応すべきであり、関係機関との連携は必要不可欠である。

条例により設置された当該委員会においても、その特長である「子ども・保護者と学校等との当事者間の信頼関係が損なわれている事案などにおいて、教育・福祉分野にとらわれず、第三者機関として他の関係法令による機関にはない調整機能を生かしていくこと」は、現行法制度を補完・拡充するものとして極めて効果的なものとする。またその役割を十分に発揮するためには、今後も当委員会の存在及び機能を子どもたちや保護者などに一層広く普及啓発していくことが不可欠である。

当報告書により、学校等の現場において、子どもの権利侵害を未然に防ぐとともに、子どもの最善の利益の確保につながれば幸いである